【規程番号　神女大Ｖ－017】

教育部教育学科保育士養成課程履修細則

第１条　神戸女子大学（以下「本学」という。）学則第２条第３項に基づき、教育学部教育学科に保育士養成課程を置き、その履修細則を定める。

第２条　教育学部教育学科保育士養成課程は、児童福祉法第 18 条の４による保育士の養成を目的とする。

第３条　教育学部教育学科保育士養成課程の定員は 80 名とする。

第４条　教育学部教育学科保育士養成課程を履修できる者は、本学教育学部教育学科に入学し、保育士養成課程の履修を許可された者とする。

第５条　教育学部教育学科保育士養成課程の在籍者は、本学で定める科目及び時間数を履修しなければならない。

第６条 この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、令和７年４月１日から施行する。